

1. ムツゴロウさん賃金未払いで書類送検 ～労働基準法と労働基準監督署の権利～

つい先日のことですので、新聞やテレビで目にされた方も多いと思いますが、5月16日、青梅労働基準監督署は従業員の賃金約920万円を支払わなかったとして、昨年11月に閉園した「東京ムツゴロウ動物王国」(東京都あきる野市)を運営するムツプロ(北海道中標津町)と、同社代表取締役(畑正憲)と労務管理責任者の2名を、労働基準法違反(賃金不払い)の疑いで地検八王子支部に書類送検しました。調べでは、動物王国で働く従業員18人の07年6～8月分の賃金計925万円を支払わなかった疑い。04年7月の開園当初から運営していた会社が06年7月に事実上倒産したため、畑代表の個人事務所が引き継いで閉園まで運営していました(asahi.comを一部抜粋)。真相については、これから調べが進められると思いますが、今回はここで出てきた労働基準法と労働基準監督署について触れておきたいと思います。

労働基準法は強行法規、すなわち、必ず守らなければならない法律です。違反をすれば罰則もあります。例えば今回の賃金未払い(労基法第24条違反)となれば、未払い分の賃金の支払い命令に加え、30万円以下の罰金(罰金×対象労働者数分)となる可能性もあります。そしてこの労働基準法違反を取り締まる労働基準監督署の監督官は、逮捕権を持っています。つまり、警察官と同じ権利を持っていますから、単なる役所の人間というように甘く見ると、大変危険なこともあるかもしれません。近年、調査や是正勧告が以前に比べ、増加しているともいわれております。

調査は抜き打ちで行われることもあります。万一、御社に調査が入った場合は、そのあたりを思い出していただき、まずは真摯に対応することが大切です。



2. 最低賃金ってなに? ～最低賃金法について～

使用者が支払う賃金の最低額は法律で決まっています。使用者が労働の対価として支払う賃金は「最低賃金」以上支払わなければなりません。これは労働者が、健康で文化的な最低水準の生活を営むことができるようにという、憲法の本質に基づいたものです。

最低賃金額、時間当たりの額で、一部の業種を除いて、地域ごとに決まっています。例えば、東京都は739円、埼玉県は702円です。日給、月給の人は、時給に換算して比較します。つまり、日給は「日給÷1日の所定労働時間」、月給は「月給÷1か月の所定労働時間(総労働時間)」で出します。なお、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働日、労働時間に対応する賃金に限られますので、賞与、時間外手当、休日出勤手当、通勤手当、家族手当などは、実際に支払われる賃金から除いて計算することとなります。ちなみに、最低賃金額以上の賃金が支払われない場合は、50万円未満の罰金となります。また、派遣労働者については、派遣先の地域における最低賃金が適用されます。

現在、この最低賃金は毎年かなりの上昇率で、一気に1,000円以上に引き上げようという動きもあります。そうすると、最低賃金未満の時給は全て引き上げねばなくなり、最低賃金ギリギリの賃金の労働者をたくさん抱えて予算組みしていた場合、人件費を大幅に超えてしまう会社もあるかもしれません。今後、最低賃金にも注目しておく必要がありますね。

編集後記

GW旅行記 ～世界遺産 石見銀山 編～

GWというと、随分前のことみたいですね。今年は、日本初の産業遺産として昨年7月に世界遺産登録された島根県の石見銀山に行ってきました。「自然と調和した文化的景観を形作っている、世界に類を見ない鉱山」というだけあって、銀山は緑深いところ。しかし実際に銀を採掘していた坑道内部は、「狭い、暗い、鉛中毒の危険など」劣悪な作業環境下で命がけで働いていた様子が伝わってきました。個人的に興味深かったのは、鉱山で働く方々の雇用条件や福利厚生。過酷な職場での人材確保のため、給料も高く、子どもの育児手当、年金制度、労災、免税など大変充実していたそうです。とはいえ、この仕事は30歳まで生きられたらお祝いしたとされるほどだったそう。まさに命と引き換えの仕事だったんですね。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 4-15-33-710
TEL:0422-44-9487
FAX:0422-44-9477
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)